

令和 7 年 第 7 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 7 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第7回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年7月22日(火) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 藤村 正彦
2番 晴山 英俊
4番 高橋 浩之
6番 坂下 千枝子
7番 前 茂見
8番 川口 英敏
9番 八丁野 よし子
10番 松本 光正
11番 黒沢 菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石 階 保
雫石 木村 正美
雫石 小谷地 昇
御所 吉田 光彦
御所 米澤 晃
御所 新田 善男
御所 高橋 大和
西山 滝澤 美紗子
西山 柿木 一明
西山 荒塚 秀則
西山 山本 長栄
西山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農業委員	3番	山崎 忍	5番	砂壁 純也
推進委員	雫石	横手 克文	御明神	松ノ木 奈々子

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について
報告第4号 農地の現状変更完了に関する届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第3号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただ今から、令和7年第7回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員16名、計25名です。
 雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
 始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
 会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には9番 八丁野よし子委員、4番 高橋浩之委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
 次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 それでは、報告第1号～第4号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

 総会資料の3ページをご覧願います。

 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり7件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。

 総会資料の4ページをご覧願います。

 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり7件提出がありました。

 番号1、4～7は、生産条件不良のため解約するものです。

 番号2～3は、中間管理事業要件不該当のため解約するものです。

 総会資料の7ページをご覧願います。

 報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

 番号1 届出人、〇〇。田3筆、面積1,779㎡のうち843.25㎡。変更の目的及

び理由は、山砂を盛土して圃場内の高低差を無くし、排水性を高めるためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の2～3ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

現地を確認したところ、4ページにありますように、若干の高低差と、西側明渠から浸水し圃場の西側半分が湿田となっていることを確認しております。

工事完了後は借受人を探しながら、引き続き自己保管理を行っていく意向であるため、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

総会資料の8ページをご覧ください。

報告第4号「農地の現状変更完了に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1 届出人、〇〇。田3筆、面積計4,774㎡。変更の目的及び理由は、排水不良のため明渠を整備するためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の6～7ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

本件は、本年5月総会にて、事前着工していた旨報告した案件です。現地を確認し、8～9ページの事前着工箇所はもちろん、10ページの5月総会後に工事を再開した箇所も工事が完了しております。

現在も圃場内の除草管理を適切に行っておりますので問題無いものと思われま

す。
以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。
はい、木村推進委員。

木村推進委員 はい、雫石地区の木村です。報告第2号の中で、例えば1番とか4番には生産条件不良のためと書いてありますが、具体的にどうゆうのが生産不良のためなのか、おそらく1件、1件によって違うと思うのですがけれども、みんな一括りになっているのでどういう条件なのか具体的に教えていただきたいと思います。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。まず 〇〇さんにつきましては、中間管理事業に係る18条解約につきましては、農業者トレーニングセンターまたは、農林課のほうで間に入って手続きされておりますが、本人のほうから作付けをするには厳しいということから届出をいただいたものでございますし、〇〇さんにつきましても、自分の経営上、作付けするのは厳しいということから返したいということでの届出があったものになります。

議長 はい、木村さんどうぞ。

木村推進委員 はい、具体的に何が厳しくて、出来なかったのか中間管理機構で借りた部分がそ

の時は、そういう話の部分はなかったんだと思います。別な人とやっている時はね。そういう部分で、具体的に言えない事情なのか言えるのだったら教えていただきたいです。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。それぞれ1件、1件具体的な詳細な条件につきましては、こちらのほうでは伺っておりません。それぞれ農家さんで例えば、〇〇さんで言えば、すごい面積をやられておまして、米を作付けしている中で効率的な条件でしたり用水の関係でしたり効率的に作付けを行えないような圃場につきましては、こういったかたちで手放したいという話もございまして農家さんによって色々な条件でございまして農業委員会としては1件、1件詳細については伺っていないというところがございます。

議 長 よろしいですか。

木村推進委員 はい、ただ生産条件不良のためだけだと、何でみんなが判断するのかなと感じるので、判断するほうが難しいような気がして疑問を感じます。

松ノ木係長 それでは、今後は生産条件不良についても1件、1件お答えいただける範囲の中で事務局で確認してバックデータとしておさえておきたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。

木村推進委員 これ以上は出てこないようですので。

7番 前委員 反対に、上に中間管理事業要件不該当のためとありますが、これはどういうものなのですか。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。こちらにつきましては中間管理事業を使う上で1つの要件となっておりますのが、認定農業者、担い手であるということが条件があるのですけれども今回、〇〇さんが解約というかたちをとるのは、認定農業者ではなくなり、認定農業者の更新を行わないということから今回18条解約という手続きとなったところになります。以上です。

7番 前委員 中間管理機構って認定農業者にしか田んぼを貸さないのですか。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。中間管理事業要件については、担い手であるということが要件の1つになってましたので該当しなくなると中間管理事業ではなくて3条での賃貸借でしたり使用貸借での契約が可能というところになります。

太田局長 3月で終わった利用権設定も同じように認定農業者というところでしたので。

7 番 前委員 事務局が持ってくる、貸したい、借りたいというのは相対と同じで中間管理機構と違って誰でも貸し借りはできるわけですか。

太田局長 こちらのほうで受付けるのは、農地法第3条の許可というところになりますので出し手、受け手のかたが合意したもとの自由にと言いますか、何ら支障がなく申請はできると、後は皆様がたで、この人で大丈夫そうかどうかと思われて、異議なしというところでのご判断をいただくと、普通の3条の許可申請というように、これからは4月以降は委員会の窓口で受付けるのはそういうかたちになってます。

7 番 前委員 3条であればいいということですね。

太田局長 はい。

7 番 前委員 わかりました。

太田局長 今までの相対の利用権設定という申請の受付けは2月末までで、制度は3月いっぱい終了したといったところになります。

7 番 前委員 相対では受付けはしないですね。実際に相対はあるわけですね。

太田局長 はい、相対は実際にはあります。ただ、今までのように登記費用が半分で済むとか、司法書士の代わりに、こちらで書類を作る優遇といえますか特例的な制度が無くなったので、貸し借りは特に登記はしなくてもいいのですが、所有権移転なんかはまるっきり受け手、出し手のかたどちらかが折半するですとか費用を自分たちで負担しなければならなくなりました。

7 番 前委員 わかりました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ報告第1号～第4号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第1号について説明いたします。

総会資料の9ページをご覧ください。

番号1 〇〇、田4筆、面積計13,621㎡、3条売買、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人による新規就農のためです。場所は参考資料の1ページにあ

ります 『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇km 向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の12～14 ページをご覧ください。

また、総会資料の10 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を8番川口委員にお願いいたします。

8番川口委員 川口です。

7月15日、私、砂壁委員、滝澤推進委員、柿木推進委員の4班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料14、18ページのとおりの状況であり、売買後も引き続き水稻の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。はい、吉田推進委員。

吉田推進委員 御所地区の吉田です。1町3反部という結構な面積で総額20万円ということですが、双方とも盛岡市のかたですけれども、〇〇さんというかたは今まで作付けされていたのですか。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。〇〇さんは作付けはしてないです。作付けしているかたは、横欠行政区にお住まいの農家さんがこれまで作付けしております。〇〇さんは報告のほうにもありましたけれども、相続で農地を取得したかたになります。相続登記前は、〇〇さんのおじいさんが所有していたかたちになります。今回はこのおじいさんの元々の家業があったわけで弁護士さんのお世話になる経緯があってようやく相続登記されておるわけなんです、〇〇さんご本人は、これからも農地を相続所有したからといって、耕作するわけではないから早く手放したいということで今回、この盛岡在住のかた同士での3条の売買というかたちになったわけでございます。

また、〇〇さんにつきましては今回、申請中で新規就農のためと記載はありますけれども、〇〇さんのおふくろさんは矢巾町ご出身のかたで矢巾町のほうで既に米の栽培をやっているかたで雫石町では、はじめて農地を取得するということで、こういった記載の仕方をさせていただいて今回総会にあがったものとなります。

吉田推進委員 矢巾のほうでやっているといえども新規就農ということは、保有機械等について

は新規で購入するものなのか矢巾で使ってきたものを一緒に使うのですか。

松ノ木係長 はい、お答えいたします。矢巾町のほうで既に使っている機械で、こちらでも米を作付けするという計画になっております。農機を持ってくるには積載車が必要なのですけれども、〇〇さんにつきましては積載車を保有していることから移動には問題ないと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

吉田推進委員 はい、わかりました。

議 長 他にはございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第2号について説明いたします。
総会資料の11ページをご覧ください。
本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。
番号1 〇〇、田3筆、面積計9,647㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

- 議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 松ノ木係長 議案第3号について説明いたします。
総会資料の12ページをご覧ください。
番号1 ○○、畑1筆、面積356㎡、所有者 ○○。
非農地の事由は、昭和59年に親戚が居宅を建築した際に、申請地にまたがって建築し、その後、車庫や舗装道路を整備して宅地と一体的に利用し、現在に至ったためです。
場所は参考資料の1ページにあります『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは20～23ページをご覧ください。
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料13ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することか困難であることから、非農地として証明することは致し方ないと考えます。
以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を滝澤推進委員にお願いいたします。
- 滝澤推進委員 滝澤です。
番号1について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の22、23ページの写真のとおり宅地となりました。
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。
以上で報告を終わります。
- 議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。
- 委員 (なし)
- 議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和7年7月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 7 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 9番

4番
